

# 国内民間建立慰霊碑移設等事業事務処理フロー

先の大戦による戦没者を対象としている民間建立慰霊碑で  
管理不良（倒壊などの危険があり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）

建立者は明らかである

調査の結果、建立者等が不明

建立者等が高齢のため自らが維持管理を行うことが困難である場合

建立者等が自ら維持管理を行うことができる場合

**対象外**

荒廃状態にあるなど、客観的に見て慰霊碑の  
所有権が放棄されている状態、または、現在、  
建立者等が存在しない場合

建立者等の年齢、病気などの生活状況を調査し、自ら慰霊碑の維持管理を行うことが困難であると認めうる調書の提出。

管理者が都道府県又は市町村であることを、立て看板等により表示し、外形的・客観的に見て所有の意思を示すことで、所有権を取得（民法第239条）

事業実施（移設・補修・埋設等）